

第1章 発災から応急仮設住宅まで

1-1 発災と被害状況の把握

第1章では、「東日本大震災津波対応の活動記録～岩手県における被災者の住宅確保等のための5か月間の取組み～」¹⁾を要約し、初期の住宅行政における取組に触れる。

平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする県内で最大震度6弱の地震が発生。直後に発生した津波により、特に沿岸部では壊滅的な被害を被った(写真1)。

県建築住宅課では公営住宅等被害状況の情報収集を開始したが、津波や大規模な停電により多くの市町村で通信不通となり、実際に車で現地に行くにも道路の寸断やガソリン不足等で調査は難航、被害状況の取りまとめは同年5月18日までの期間を要した。

1-2 被災建築物応急危険度判定活動

内陸部では地震の揺れによる建築物被害が生



写真1 陸前高田市内の被災状況

じ、奥州市、一関市及び北上市では応急危険度判定を実施した。この判定は、地震により多くの建築物が被災した場合、後に残った建築物の安全性を応急的に被災建築物応急危険度判定士が確認し、その後の余震等による二次的被害を防止し住民や救助活動の安全の確保を図るため、赤(危険)・黄(要注意)・緑(調査済)色の紙を現場に貼付け表示するものである。

3月11日本震においては、14日間で306棟を判定(うち赤色判定14.7%)、4月7日余震については、15日間で766棟の判定(うち赤色判定16.0%)を行った。また、判定活動は県及び市職員と民間建築士により、一関市では延べ166人、北上市では延べ16人、奥州市では延べ41人の合計延べ223人により行われた。

表1 応急危険度判定の結果(3/11本震と4/7余震)

市町村	件数計	危険度			延べ人数	
		危険 赤	要注意 黄	調査済 緑		民間 判定士
一関	756	113	336	307	166	14
北上	33	11	16	6	16	0
奥州	283	44	93	146	41	0
合計	1,072	168	445	459	223	14

1-3 建築基準法第85条区域指定等

発災直後から建築基準法第85条の区域指定²⁾の検討を行った。上記応急危険度判定の状況等から、内陸部でも一定の被害があることを鑑み、区域は岩手県全域とすることとなった。

また、被災建築物の再建に資するため、平成23年8月26日付けで建築確認等に係る手数料免除基準³⁾を制定し、以後令和5年3月10日まで対象期間を1年毎に延長し運用している。

1-4 既存住宅ストックの対応

東日本大震災津波を機に応急仮設住宅の民間賃貸借上げ利用（いわゆる「みなし仮設」⁴⁾）は脚光を浴びるが、元来災害救助法で認められた制度であり、県でも（社）岩手県宅地建物取引業協会及び（社）全日本不動産協会岩手県本部（いずれも現在は（一社））に対し、平成22年に締結した協定に基づく依頼文を3月12日には発出した。

また、公営住宅や雇用促進住宅の空き住戸についてもリストアップし、使用可能な235戸について被災者向け募集を開始した。この際、入居確認に必要な罹災証明書に代わり住民基本台帳で住所地を確認することで済ませられるよう、条例改正⁵⁾も行っている。

内陸部の公営住宅空き住戸については、極力沿岸部で復興できるようにとの考えにより、あくまで一時避難所として提供するものとした。

1-5 応急仮設住宅の整備

応急仮設住宅（建設型仮設住宅）⁶⁾は、災害救助法に基づき非常災害に際して応急的に必要な救助を行うものである。災害により住宅を失った被災者は、応急的に避難所に避難するが、避難所は災害直後に一時的に滞在するものであっ

て、これを早期に解消し一時的な居住の安定を図るため簡易な住宅が仮設される。この趣旨から同法により戸当たり面積や費用の限度額等が定められている。

発災翌日の3月12日に（社）プレハブ建築協会（現在は（一社））に対して建設準備を指示し、14日に当面の建設戸数を8,800戸（場所未定）として建設を要請した。この戸数は避難想定世帯数の約半数という試算だったが、後に避難想定世帯数の8割が仮設住宅を希望すると想定し15,000戸必要と修正した。

3月16日から釜石市及び陸前高田市で建設用地の現地調査を開始、翌17日には被害の甚大な陸前高田市第一中学校グラウンド（写真2）を第1弾とする決定をし、国土交通省経由で発表した。当該団地は3月19日に被災地第1弾として、釜石市昭和園グラウンドとともに着工している。

当初はプレハブ建築協会規格建築部会からのリースのみを想定していたがそれだけでは足りず、同部会からの買取や、住宅部会からの買取も行い、後には21社の公募業者から買取（写真3）も併せて行ったため、全整備戸数13,984戸の中には様々な仕様が並ぶこととなった。な



写真2 プレハブ型の仮設住宅（陸前高田市）

お、仮設住宅の買取は条例（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例）に基づく議会の議決事項であったが、緊急性を鑑みて県管財課等と協議し、議決を不要とする条例改正⁷⁾を行っている。

整備が佳境に入ってくると、団地毎の工程の差によって、縄張り検査（建物の位置を決めるための検査）、中間検査、完成検査が錯綜することになり、現場へ出かける班は毎日朝から晩までこれらをこなす（本県は県庁所在地盛岡から沿岸被災地まで車で概ね2時間かかる）、さらに事務所には専属で現場検査のスケジュールリングを担当する者も必要だった。班構成は基本的には本県建築職員を班長として電気職、機械職が最低1名は入る3～5名程度を1班とした。他県からの応援職員（本県から設備職を要請したため応援職員は設備職が多かった）は主に現場を担当し、スケジュールリング等所内事務をURの応援職員に依頼していた。また、盛岡と沿岸の間である遠野（遠野から釜石・大船渡・陸前高田は1時間前後で行ける）に現場検査基地を設け、ここに建築職員とUR職員を配置し現場対応が円滑に行えるよう体制を整えた。

整備後半には入居者や市町村等の要望等に応



写真 3 木造戸建て型の仮設住宅（陸前高田市）

じ、グループホーム・サポート拠点型仮設、コミュニティ配慮型仮設を整備し、8月11日全戸完成後も、スロープ、外断熱、外物置、舗装等の追加工事を実施している。

1-6 応急仮設住宅の管理と解体

応急仮設住宅は建築基準法の規定により存続期間が定められているが、これを超えて存続するために存続中は定期的に点検等を行い、建築基準法に基づく仮設許可を延長する措置をとっている。

この際には安全上、衛生上の支障が無いことを点検しており、かつ通常用いられる木杭を鋼製床束で補強する改修工事（写真4）も平成27年度から実施したが、今般の応急仮設住宅は長期（震災後9年以上）にわたり存続したことから、度々暴風雨等の被害に見舞われた。

平成25年7月26日からの大雨では団地の法面崩壊、平成26年2月15日からの沿岸の大雪では庇や窓ガラスの破損が生じた。平成28年8月30日には台風第10号が大船渡市付近に上陸、多くの団地で床上浸水や雨漏れ等が発生した。さらに平成30年10月7日の台風第25号暴風、令和元年10月12日の台風第19号豪雨等でも被害を被っている。

本県では、応急仮設住宅の日常的な維持修繕を「応急仮設住宅保守管理センター」として一般財団法人岩手県建築住宅センターに委託していたことから、上述の災害時においても同センターにより修繕等の対応が行われた。

その後入居者の退去に従い、順次解体を進めており、令和3年7月末には全13,984戸が

解体されるとともに、旧学校グラウンド等における復旧工事も完了した。

-
- 1) <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenchiku/saigai/tsunami/1010325.html>
 - 2) 第 85 条「非常災害があつた場合において、非常災害区域等（非常災害が発生した区域又はこれに隣接する区域で特定行政庁が指定するもの（略））内においては、災害により破損した建築物の応急の修繕又は（略）応急仮設建築物の建築でその災害が発生した日から一月以内にその工事に着手するものについては、建築基準法令の規定は、適用しない。」とする区域。
 - 3) <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenchiku/tetsuzuki/kijun/1010398.html>
 - 4) 「みなし仮設（借上型仮設住宅）」、「応急仮設住宅（建設型仮設住宅）」の名称については、令和元年内閣府告示の改正（令和元年内閣府告示第 89 号）により、それぞれ「賃貸型応急住宅」、「建設型応急住宅」に改称されているが、本稿においては建設型の仮設住宅に対し当時の呼称である「応急仮設住宅」を用いている。
 - 5) 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（平成 23 年 3 月 16 日岩手県条例第 20 号）
 - 6) 3) 参照。
 - 7) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（平成 23 年 4 月 28 日岩手県条例第 44 号）

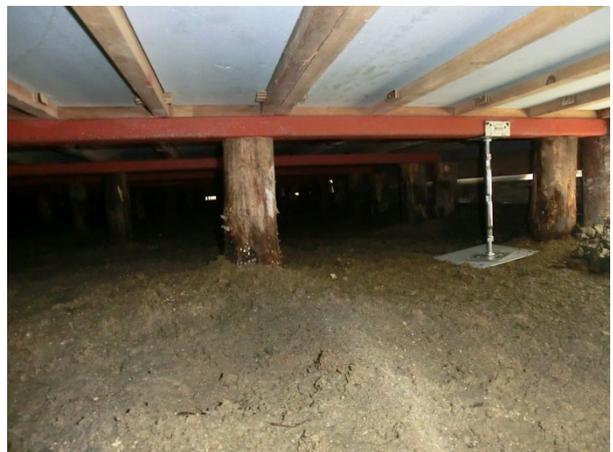


写真 4 仮設住宅の鋼製床束による補強

第2章 災害公営住宅の整備

2-1 住宅復興の基本方針

応急仮設住宅に入居した被災者に対し、平成23年7月と12月に今後の居住先の希望等についてアンケート調査を実施し、それぞれ8月と翌年2月に公表した。この結果を踏まえ、災害公営住宅の供給計画を包含した「岩手県住宅復興の基本方針」⁸⁾を策定し平成23年10月に公表している。

同方針では被災者向け住宅として公営住宅を4,000～5,000戸、民間持家住宅を9,000～9,500戸、民間賃貸住宅を3,000～3,500戸と見込み、それぞれに講じるべき対策等を検討している。

2-2 災害公営住宅の整備に関する方針

災害公営住宅⁹⁾とは、公営住宅法に基づき、一定規模以上の災害があった場合において災害により滅失した住宅に居住していた被災者に賃貸するために供給される公営住宅である。一般の公営住宅に比べ、国庫補助率引上げ等の特例を受けられ、通常の補助率が1/2のところ、一般災害の場合は2/3、激甚災害の場合は3/4、東日本大震災の場合は7/8に嵩上げされている。

県では、応急仮設住宅の整備に見通しが立った後、災害公営住宅の整備にあたり平成24年9月に「災害公営住宅の整備に関する方針」¹⁰⁾を取りまとめ公表した（附章 資料集 p.110）。

この方針では、まず県と市町村の役割分担を定めた。県は広域的に被災者を受け入れる必要があることから、より早く十分な戸数を（＝大規模な共同住宅型を主に）建設すること、市町村は地域の個別のニーズを重視する必要があることから、集落ごとに対応した戸数を（＝小規模、戸建て等で）建設することが示された。

また、建設・管理戸数についても方針決定し、約6,100戸の需要（当時）に対し半数弱の約2,900戸を県が整備、そのさらに半数の約1,500戸を県管理、残りは市町村に管理を移譲することとした（表2）。沿岸11市町村では移譲分と自前整備分とを合わせ約4,600戸の管理戸数増となった（当時）。

表2 災害公営住宅整備・管理の役割分担



また、建設場所や運営については、「津波被災地には原則として建設しない」¹¹⁾、「高齢者等に配慮し国の参酌基準以上とした『岩手県災害公営住宅設計基準』を定める」、「募集・選定に配慮する」、「家賃や入居後のコミュニティにも配慮する」こととされ、その後現在に至る政策方針に反映されている。

更には、整備の早急化に向けた取組として、設計・施工一括発注方式や敷地提案型買取方式

等がこの時点で検討されているが、これについては後述する（2-5 発注方法の検討）。

2-3 復興交付金と市町村との協議

平成 23 年 6 月の東日本大震災復興基本法の施行、平成 24 年 2 月の復興庁発足を経て、東日本大震災復興交付金を活用するための復興交付金事業計画を策定し、平成 24 年 3 月には復興交付金第 1 回交付可能額通知が行われた。

災害公営住宅の整備ではこの復興交付金が活用されているが、東日本大震災復興特別区域法においては、「特定地方公共団体である市町村」と「共同で迅速な被災地復興のための事業を実施する特定都道府県」という位置付けがなされている。このため、供給計画の策定や事業実施地区の選定にあたっては、県・市町村間で整備に係る協議・合意を明確にして事業執行する必要があり、各市町村と供給計画について、市町村全戸数に係る覚書、並びに団地毎の協定を締結していくこととなった（全戸市町村で整備する久慈市、一関市、岩泉町、洋野町を除く）。

また、2-2 で触れたとおり、一部の団地については市町村に譲渡、あるいは市町村から県への委託という形態で整備を進めることとなったが、事務費の取り決めや起債の取り扱い等に係る協議については、現場の実務と並んで多大な事務作業を伴うものとなった。

2-4 最初の団地の着工まで

災害公営住宅の整備にあたっては、その前段

の応急仮設住宅のときと同等以上に、用地探しが肝要であった。応急仮設住宅の段階で市町村はある程度災害公営住宅のことも想定して用地選定を進めたが、初期には自衛隊駐留地やがれき置き場として、その後は防災集団移転促進事業やかさ上げ、区画整理等の宅地整備事業との兼ね合いで、平地の少ない本県沿岸部での用地探しは容易なことではなく、様々な方法で用地情報を募っていった（附章 資料集 p.109）。

県有地等を建設地とする箇所では平成 24 年 1~3 月頃から用地測量に着手、順次設計、施工に着手している。平成 23 年 12 月 26 日には、県が整備する災害公営住宅の第 1 弾となる「県営平田アパート」等の建設決定が報道発表され、平成 24 年 6 月 14 日、同敷地内において着工式を開催した（図 1）。

2-5 発注方法の検討

平成 23 年 11 月頃からは、国の直轄調査により災害公営住宅の発注方法の検討等が行われ、整備の迅速化を目指して工事発注に関し新たな方法を採用することとした。



図 1 災害公営住宅（釜石市平田地区）建設工事
着工式パンフレット

「設計施工一括発注方式」は、従来別々に入札等の手続きを行う、設計者と施工者を一括して選定する方法で、直接建設方式に比べて手続きや設計・工事期間を短縮することができた。県が整備した宮古市・大船渡市等 17 団地で採用している。

「買取方式」は、公募した事業者が設計・施工を行い完成した公営住宅を県が買い取る方法（財産取得）で、設計施工一括発注方式と比較して監理業務は省略できる利点がある（ただし、品質確保の点から随時の検査や記録の確認、買取検査の厳格さは必要となる）。この方式の一環として、UR都市機構（独立行政法人都市再生機構）との協定を締結して整備した団地もある。県が整備した 2 団地のほか、市町村においても田野畑村、山田町、大槌町、釜石市等 121 団地で採用された。

「敷地提案型買取方式」は、用地の確保が困難な地域において公募事業者に敷地の提案と設計・施工を併せて求める方式で、用地・建物をそれぞれ県が買い取るものであり、事業期間を最も短縮できたと方式と考えられる。県整備の宮古市内 6 団地において採用している。

買取・敷地提案型買取方式の具体的な流れであるが、求める仕様の確定（市町村譲渡の場合は市町村との協議も）の後に公募型プロポーザルを実施し、事業者選定時に基本協定締結（本来は完成後売買契約時の議決であるが、県議会復興特別委員会からの申し入れにより着手前に議会の議決を求めることとされた）、その後着工し完成後、検査と金額確定を経て、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明、売買契約（敷地提案型の場合は土地登記も）、鍵引渡しとなる。工期自体が 1 年位の規模である場合、事前協議

から引渡しまでに 2 年程度（工期+1 年）を要している。

2-6 施工確保対策

平成 25 年頃には、道路、防潮堤等土木系復興事業とも重なり、資材及び作業員の業界全体での不足と建設費の高騰が顕著となってきた。これに伴い、工事の遅延や入札の不調が相次ぐようになった。

標準建設費とは、公営住宅の補助対象費用限度額として国が毎年の市場価格を考慮して定めるものであるが、被災 3 県（岩手・宮城・福島）については、単価上昇分の上乗せが随時行われている。

また、遠方から施工支援に入る作業員の宿舍の確保のため、建設事業者は現地に宿舍を建設していったが、発注側においても宿舍等に係る間接費の計上を行うことによりこの動きを支援した。

入札の不調は、事業の進捗に及ぼす影響が大きいことから、その対応が課題となったが、発注条件の緩和や見直しのほか、災害公営住宅においては、不落随契¹²⁾の弾力的な運用を図るなど、あらゆる方法を用いてこれに対処した。

2-7 戸数の調整と計画上の配慮

災害公営住宅の団地ごとの戸数については、被災者への意向調査等の結果を基に、県と市町村とが協議し、決定していたが、完成に至るまでの時間の経過とともに被災者の意向が変化し、

必要戸数が変更になることもしばしばあった。戸数の変更に対しては可能な限り応じることとし、たとえ設計完了後であっても、修正設計等により戸数調整を行った。

具体の計画にあたっては、各団地の整備水準を一定に確保することや設計期間の短縮化が必要とされたことから、県が整備する災害公営住宅の標準的な性能や仕様を定めた「岩手県災害公営住宅設計標準」を策定し、これに対応した。

各団地の計画は、敷地条件や地域特性等に応じて様々なパターンが生まれたが、全体的な特徴としては、①型別供給を基本とした住戸計画、②高齢化に対応したバリアフリー仕様、③コミュニティの観点から集会所の充実化、④新たなニーズに応じたペット対応住戸の設置、⑤地域のニーズに応じた備蓄倉庫や漁具倉庫の整備、等が挙げられる（附章 資料集 p.56～86）。

2-8 入居者への配慮

平成 24 年 12 月 10 日、大船渡市営の盛中央団地において県内で初めて災害公営住宅の入居が開始され、以降順次完成した団地への入居を開始した。

平成 25 年 5 月 27 日には県営災害公営住宅の募集等の取扱いについて知事記者会見を行い、募集は完成前に実施すること、世帯構成に応じ応募できる間取りを区分すること、募集戸数の概ね 7 割を建設地市町村枠とすること、特に所得の低い方には 10 年間、国の特別家賃低減措置制度を活用すること等を公表した。

その後家賃については、低額所得者の低減措置が縮小していくこと、収入超過者については

割増家賃が適用されることが懸念として考えられたことから、低額所得者へは従前からの減免制度を周知し、収入超過者については県管理の団地で最初に完成した県営平田アパートの近傍同種家賃を上限とする減免措置を実施する¹³⁾ため、平成 30 年 3 月に条例改正¹⁴⁾を行った。

平成 27 年度第 1 回沿岸地域公所長・県土整備部意見交換会等では、災害公営住宅入居者間のコミュニティ形成の必要性が認識されたことから、国の被災者支援総合交付金を活用しコミュニティ形成支援を行うこととした。具体的には、コミュニティ形成支援員 2 名により団地を巡回し、会合の実施や自治会設立のサポート等を行った。

2-9 内陸避難者のための整備

平成 27 年 8 月末時点で内陸みなし仮設住宅等への入居者が 723 戸 1,548 人である等、津波で被災した沿岸部を離れ内陸に避難した方々が少なくなかった。この方々の中には、既に内陸での仕事、通学、通院等があり、沿岸に戻らずそのまま内陸に留まる意向を示している世帯も多くいた（当時県調査で 31.6%）。一方で、内陸の既存公営住宅は応募倍率が高く、内陸に新たに公営住宅を整備する必要が生じていた。

しかしながら、内陸に災害公営住宅を整備するという事は、沿岸市町村からすれば人口流出を招くことにつながるため、沿岸市町村との意見交換を行い、内陸避難者に対象を限定して整備戸数の調整を行うこととした（附章 資料集 p.117）。

その後複数回の入居意向確認作業等を経て、

最終的な全県の整備戸数は、県・市町村合わせ、また沿岸・内陸含め、全 5,833 戸となった。

最終の団地は、複数の候補地の中から選定し、盛岡市南青山町に整備することが平成 29 年 7 月 18 日の知事会見で発表された。線路に近接する等厳しい敷地条件のため、UR 都市機構からの買取とし、完成時期は当初の予定から 1 年遅れ令和 2 年度となったが、入居予定者と整備計画に関する意見交換を重ねたことによって、支援センターの合築など入居者に配慮した計画となっている（写真 5、附章 資料集 p.84）。この県営南青山アパートは、令和 2 年 12 月に完成、同 3 年 2 月 11 日に完成式を開催して本県における災害公営住宅整備事業は完結した。

8) <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenciku/saigai/saiken/1010349.html>

9) 本県でも初期には「災害復興公営住宅」と呼称していた時期もあるが、後年「災害公営住宅」に統一している。

10) <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenciku/saigai/kouei/1010344.html>

11) その後、ソフト対策を講じることで防潮堤整備後に安全になる場所を認めることとした。

12) 公共事業では公平性の観点から競争入札が原則であるが、入札された金額が予定価格（入札の妥当性を確保するために予め定める金額）を超えてしまった場合にその中で最も安い入札者を決定者とするを、不落随契という。一般的には予定価格を超えている場合は入札をやり直すべきだが、その分時間を要してしまい災害復興の際には支障となる。

13) 公営住宅の家賃は建設費等を基に算出するが、復興期間においては建設費の高騰が生じたため、完成の遅い災害公営住宅では初期に比べより高額な割増家賃に算定された。

14) 県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則（平成 30 年 3 月 20 日岩手県規則第 5 号）



写真 5 災害公営住宅（盛岡市南青山地区）

第3章 自力再建支援等の取組

3-1 住宅相談体制の整備

被災直後、被災者や市町村からは、被災した住宅に継続して住み続けてよいか等の不安の声が寄せられたことから、相談に応じる建築技術者を無料で現地に派遣すべく、(社)岩手県建築士会と(社)岩手県建築士事務所協会(いずれも現在は(一社))に委託し「被災住宅相談緊急支援事業」を実施した。平成23年3月から5月までの間に2,395件の相談に応じている。

また、被災住宅に関する相談増加を見越して、平成23年3月15日から被災者向け住宅相談専用ダイヤル「住まいのホットライン」開設に向けた予算要求を開始し、17日には補正予算が成立した。平成23年4月1日午後3時から運用を開始し、委託事業者2名、他県からの応援者2~3名、県土地開発公社1名と県建築住宅課職員1名の専属により、同年8月5日の閉鎖までに2,006件の相談に応じている。

ホットラインによる相談は、再建に係る支援制度や、応急仮設住宅・県営住宅への入居に関



写真6 住まいの展示相談会の様子

する相談を対象とし、自宅の補修等技術的な相談とは分けることによって、より多くの相談が受けられる体制とした。

3-2 補助の拡充(生活再建住宅支援事業)

被災した住宅の早期再建に資するため、新たに補助事業を立ち上げることとし平成23年11月に補助要綱を制定、平成24年5月以降、市町村等向けの説明会を開催した。

この「生活再建住宅支援事業」は、大きく4つの細事業に分かれており、住宅ローンの利子を補助する「災害復興住宅融資利子補給補助」、被災した住宅の補修や改修を補助する「被災住宅補修等工事補助」、被災した宅地や擁壁等の復旧を補助する「被災宅地復旧支援事業」(これのみ県都市計画課所管)と、平成24年度当初予算から追加しバリアフリーや県産木材使用に補助する「復興住宅新築補助」がある。

表3 生活再建住宅支援事業令和3年度までの実績

利子補給	補修	宅地	新築
2,962	13,841	1,679	8,763(件)
430	4,062	1,615	5,365(百万円)

本事業は、国(復興庁)において被災者生活再建支援金(加算支援金)の申請期間を令和4年4月10日まで延長したことから、加算支援金が支給される市町村での被災者を対象に、令和4年度まで支援事業を延長した。

3-3 住宅再建相談会

応急仮設住宅への入居が概ね完了した頃から、次の段階として住宅の自力再建に対する支援等について周知を図り、個別の相談に応じることで自力再建を促すため「住宅再建相談会」を開催した（附章 資料集 p.97）。

当初は県建築住宅課の主催で実施していたが、平成 29 年度からは市町村及び独立行政法人住宅金融支援機構が主催となり、さらに平成 30 年度以降は岩手県居住支援協議会¹⁵⁾と住宅金融支援機構との主催として開催してきた。開催場所についても、当初は市町村庁舎や振興局の会議室であったが、後年は仮設住宅集会所や商業施設でも行うようにした。

また、当該相談会の拡大版という位置付けで、民間事業者や関係団体等に参加頂き、住宅再建を促進するための「住まいの展示相談会」「いわて復興住宅祭」（平成 27 年度から改称）も年 1～3 回ペースで開催した（写真 6・表 4）。

表 4 住宅再建相談会等の平成 30 年度までの実績

相談会	展示相談会・住宅祭
523 回	13 回
相談者 4,286 組（展示相談会・住宅祭含む）	

3-4 地域型復興住宅推進協議会

岩手・宮城・福島の 3 県に設置された「地域型復興住宅推進協議会」は、地域の住まいの作り手である、建築士・設計事務所、工務店、専門工事業者、林業・木材産業関係者、建材流通事業者等が連携して、住まい手と手を取り合い

ながらつくる地域にふさわしい良質で被災者の方が取得可能な価格の住宅を供給することを目的としている。岩手県では 135 の地域住宅生産者グループが登録され、平成 24 年 4 月 10 日には約 300 名が参集して出発式が行われた。

その後この取組は、国の地域型住宅ブランド化事業、地域型住宅グリーン化事業へと全国展開されている。

なお、本県の協議会は、後述する様々な県の取組を展開する具体的な組織となり被災者への支援を行っている¹⁶⁾。

3-5 様々な住宅情報の提供

県では、自力再建を目指す方々への支援として様々な情報提供の取組を実施した。

平成 26 年 6 月からは、「岩手県地域型復興住宅マッチングサポート制度」を創始した。先の応急仮設住宅整備時から生じていた資材不足や、復旧事業の進捗と共に顕著になってきた入札不調といった事態を鑑み、復興需要最盛期には想定された職人不足、資材不足に対応することを目指したものである。後年には被災者に対する工務店紹介、不動産情報紹介を加え、情報を欲する側が事務局に申し込めば一元的に業界団体へ紹介する体制を構築した。なお、当制度は復興の進展により平成 30 年度をもって復興交付金の充当は終了している。

表 5 マッチングサポート平成 30 年度までの実績

	工務店	不動産	職人	資材
申込	102	31	3	0
成立	30	0	1	0

マッチングサポート等により遠方から建築事業者が住宅再建に従事することになった場合、職人の宿泊施設が必要になることが見込まれたため、空室となった応急仮設住宅を用途廃止し簡易宿舎として無償貸与することとした。この「民間住宅建設事業者向け簡易宿舎貸し出し事業」は平成 26 年 11 月より開始し（附章 資料集 p.115）、平成 28 年度からは最大で 110 戸を貸与、令和元年度に事業終了した。

平成 24 年度と 25 年度には「岩手県震災復興のための住宅モデルプラン」¹⁷⁾を公募し公表した。このプラン集は「小規模災害公営住宅」「地域優良賃貸住宅」「低廉戸建住宅」「岩手県地域型復興住宅」「いわて伝統住宅」の 5 部門を設け、各事業者からの提案図面と概算工事費を示すことで、自力再建を目指す方に具体的なイメージを持っていただくことを目指した。なお、このプラン集は県ホームページで公表した他、先述の地域型復興住宅推進協議会から冊子化もされている。

さらに、上記の低廉な戸建住宅（1,000 万円程度）を実際に建設し見学会を行う事業者に補助する「岩手県低廉戸建て住宅普及促進事業」を実施し、さらに再建イメージの普及に努めた。

また、住宅再建とともに被災したまちなみへの配慮を支援する取組として、住宅の仕様やデザインの統一化等に取り組む団体に補助する「岩手県住民協力発注モデル事業」を実施し、大船渡市碁石地区の高台移転宅地（りあすの丘 写真 7）等においては各住民の希望を活かしながらも統一感ある住宅地が形成されている。

これらの取組の素地として、あるいは成果の公表として、各種講演や原稿依頼等にも対応した。

平成 25 年 8 月 29 日には県主催の「岩手の住宅復興を考える」講演会に日本建築士会連合会会長（当時）の三井所清典氏を招聘し、「復興住宅のつくり方～地域の家づくりの生業の保全」と題した御講演をいただいた（写真 8）。

同 5 月 30 日には岩手県すまい・あんしん推進協議会主催の「岩手県の住宅復興に関する講習会」、10 月 30 日 JICA 主催の「岩手県の住宅再建について」等で講師の対応を行っている他、各団体機関誌や研究機関、マスコミ、国等からの数多くの照会や原稿執筆依頼に対応しその時々状況を報告させていただいている。

3-6 民間賃貸住宅の誘導

本章で上述した自力再建（戸建て住宅再建）と第 2 章の災害公営住宅（p.9）以外に、沿岸地域では少数であったが民間賃貸住宅による住宅再建需要も想定されたことから、既往の地域優良賃貸住宅制度の災害復興版（補助率嵩上げ）を創設し民需を喚起した。

しかし、県内では一関市内等に少数整備されたものの、既往制度に伴う補助要件に対し種々の制約があるためか、思うようには活用されなかった。



写真 7 大船渡市碁石地区りあすの丘

3-7 関係機関との会議、意見交換等

発災直後から国や建築関係団体等との打合せ、協議等が綿密に行われてきたが、その一部は定例的な会議や意見交換会として継続している。

「住宅再建に係る生産者等意見交換会」は平成 25 年 2 月から、東北地方整備局の御指導の下、建築関係 8 団体（建築士事務所協会、建築士会、建設業協会、建設労働組合連合会、中小建築業協会、プレハブ建築協会、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会）とオブザーバー（復興庁、UR、県庁関係部局）により平成 29 年まで 9 回開催され、復興期における資材、建設作業員、土地の確保問題について情報交換を行っている。

また、「岩手・宮城・福島 3 県の住宅復興に関する意見交換会」も東北地方整備局の主催により年 3~4 回ほど開催されており、3 県が互いの住宅復興施策を共有する有意義な場として令和 4 年度も継続されている。

15) 住宅確保に特に配慮を要する被災者や高齢者の方等の賃貸住宅への円滑な入居の促進等を協議する組織で、平成 23 年 9 月に設立。構成団体は、行政（県及び県内市町村）、宅地建物関係団体（岩手県建築住宅センター・住宅金融支援機構ほか）、福祉関係団体（岩手県社会福祉協議会・岩手県社会福祉士会）、居住支援団体等からなる。

16) 詳細は（一社）岩手県建築士事務所協会ホームページを参照。

17) <https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kenchiku/saigai/tsunami/1010326.html>



写真 8 「岩手の住宅復興を考える」講演会

第4章 震災復興を振り返って

4-1 今後の課題

本項では、頻発する災害の復興に資することを念頭に今後の課題を総括することとする。

①発災の備え

東日本大震災津波は我々が生涯に一度経験するかどうかという未曾有の大災害であり、その初動期には一定の混乱もあった（津波被災の無かった盛岡市内でも大規模な停電や食料・ガソリン不足が生じる等、職員各自の生活にも多少の困難が生じた）ことから、日頃からの準備や訓練等を通じ、有事には円滑に初動できる心づもりが必要である。

②応急仮設住宅の準備

応急仮設住宅の用地確保や仕様決定に関しては今回ほぼゼロからの検討を余儀なくされたが、これらは平時から検討しておくことが可能と考えられる。

特にも用地に関しては、災害の種類（地震が津波か水害か等）や規模（数戸単位か数百戸か数万戸か等）に応じて利用可能な土地が一様でないと考えられるため、複数の用地候補を挙げしておくことが肝要である。

また、仕様に関しても、近年の災害により応急仮設住宅の仕様にも多くの改善が加えられており、これらを参考としながら適時仕様について検討し見直していくことが必要となっている。

③再建の検討段階

災害公営住宅及び自力（戸建住宅）再建の段階では、国の寛大な御協力を賜り従来の制度を超える措置や様々な新しい運用等を行うことができたが、そのすべてが十分に成果を上げられたかについては今後の評価もしていくことになる。具体的には、復興交付金制度の創設、応急仮設住宅の限度額引き上げや公営住宅補助率の嵩上げ、被災者の各種相談対応等は一定程度功を奏したと考えるが、賃貸住宅供給促進を図った地域優良賃貸住宅事業や、自力再建に関する補助金以外の事業については、十分に活用されたとは言いがたい部分もある。前例のない規模の災害に対し住宅行政としては可能な限りアイデア出しや事業展開に努めたが、その時々の時流や被災者の需要は一様ではなく、今後の災害復興ではまた新たな対策が望まれるだろう。

④恒久的再建への意思形成

今回の震災復興については、最終的に「避難所→応急仮設住宅→災害公営住宅又は自力（戸建住宅）再建」というルートが大多数であったとみられるが、これは本県沿岸部が主たる被災地であったことによる特性と考えられる。沿岸部では従前から持ち家志向が強く、かつリアス式地形により住宅適地が限られているため、戸建て住宅での再建を望む方が多くこれを満たすべく高台移転地の整備（防災集団移転促進事業等）に時間を要することとなり、整備の完了を待つことが困難な方等は災害公営住宅を選択するとともに、内陸部や県外への移住も必要であ

った。これが他の場所での災害であればまた異なる意向になると想定されるが、再建意向は結果として将来的なコミュニティ形成や自治体運営に少なからぬ影響を及ぼすと考えられることから、その意思形成には迅速かつ慎重な判断が求められる。

⑤ 応急かつ常設的住宅の検討

近年の災害復興においては、応急仮設住宅を当初から恒設（RC 布基礎設置）で建設することや、トレーラーハウスの活用、最初から災害公営住宅を整備すること、平時に予め建設しておく仮設住宅（平時には地域振興や移住体験住宅等に活用）等、従来の法の枠組みを超えた柔軟な対応も図られるようになってきている。

加えて、労働人口減少や脱炭素化の観点からも、できるだけ環境負荷を小さくし、建材輸送や人工数を削減して建設労力を少なく抑える方向性が今後は望まれるであろう。

これまでの試行錯誤を通じて、被災者ができる限り短期間に安定した居住環境を取り戻せるようにすることが最も重要な使命であり課題である。

4-2 震災復興の成果

これまで約 12 年間にわたる本県の住宅復興の状況を記録してきたが、文末にその成果を、長短両面を含めまとめておく。

東日本大震災津波で本県では約 1 万 9 千世帯が被災¹⁸⁾し、応急仮設住宅 13,984 戸、災害公営住宅 5,833 戸を整備したが、これは住宅行政としては貴重な経験である。応急仮設住宅に

関しては、それまで鉄骨プレハブのみの仕様であったものが、畳の敷設や断熱化等、その後の災害における応急仮設住宅の仕様改善の端緒となった。また、公営住宅については、近年整備することのなかった規模で住宅ストックが一度に 5 千戸増加したことで、今後の活用や集約といった公営住宅管理・計画・活用施策が新たに生じている。

自力（戸建住宅）再建においては、木材供給者から住宅生産者までを連携した「地域型復興住宅推進協議会」がいち早く創設され、これは木材安定供給や住宅の省エネ化・低炭素化といった目下の住宅生産上の課題に向けた取組の下地となっている。また、各住宅生産者においては、災害復興需要期を経た消費者対応として、営業・生産体制や住宅性能を再構築する契機ともなったのではないかと推察される。

更には、これまでの復興を支えてくださった多くの民間企業・国・地方自治体・各団体等の方々との交流が最大の成果である。このソフト面の成果は、コロナ禍では一時控えられはしたものの、今後も未永く本県の関係人口となっていただけるものと期待も込め、ここに深く謝意を表したい。

18) 総務省統計局ホームページ「東日本大震災が住宅及び世帯に及ぼした影響等について」<https://www.stat.go.jp/data/jyutaku/topics/topi862.html>

4-3 寄稿～建築住宅課総括課長等から

東日本大震災を振り返って

～岩手県の仮設住宅対応の特徴～

独立行政法人都市再生機構

(H21～23 総括課長)

大水 敏弘



東日本大震災では、沿岸部を中心に岩手県は大きな被害を受けました。私は当時、岩手県の建築住宅課総括課長として勤務しておりましたが、震災の日はちょうど議会中で、議事進行中に大きな揺れが襲ったことをよく覚えています。

震災直後は、電話もメールもあまりつながらず情報がなかなか把握できない中で、暗中模索の災害対応を岩手県の職員の方々とともに進めました。

手がかりとなったのは、阪神・淡路大震災の当時の記録や、2008年の岩手・宮城内陸地震での仮設住宅建設の経験などです。ただ、岩手・宮城内陸地震で岩手県が建設したのは奥州市に8戸。東日本大震災で必要となる仮設住宅は果たして何戸になるのか、当初は全く計算も立ちませんでした。

それでも、各地から派遣で応援職員が入り、プレハブ建築協会の岩手県事務所が設置され、体制が整いだし、震災約1週間後の3月19日には仮設住宅建設の工事に着手、その後しばらくは停滞状態が続いたものの、4月中旬以降は仮設住宅の建設が大幅にペースアップし、ようやく先の見通しを立てることができるようになりました。

そして、紆余曲折はあったものの、8月11

日にはなんとか仮設住宅全戸が完成し、8月中には全避難所の閉鎖というところまでたどり着きました。被災者にとって安心できる居住の場の確保のため、岩手県職員、応援職員、プレハブ建築協会会員企業や公募事業者の方々、被災者対応や用地確保に当たる市町村職員など、様々な方々の協力があったことでした。特に、沿岸被災地には宿がないため、建設事業者は毎日内陸から通っての作業となりましたが、沿岸被災地のためということでご尽力いただきました。

振り返って、東日本大震災における岩手県の仮設住宅対応の特徴をまとめると、以下のことが挙げられます。

①極力被災地に近い建設場所の選定

岩手県沿岸被災地は、リアス海岸の地形によりそれぞれの地域の独立性が高く、内陸の市町村とも距離が相当離れていることから、極力被災した市町村内で被災者が入居することのできるよう、各市町村にそれぞれ用地確保の協力を求めました。市町村職員の奮闘で、4～5月にかけて用地確保が進み、極力被災地に近いエリアで建設場所を選定することができました。

②私有地の積極的な活用

岩手県の特に関東沿岸南部の市町は、市街地が壊滅的な被害を受けており、用地確保が難航することが予見できました。このため、仮設住宅の建設地を公有地に限定せず、私有地を含めて選定しました。農地や荒地、斜面地からの造成を伴った建設地もありましたが、結果としては、早期建設地の確保に有効であっ

たということができません。

③公募による建設事業者の選定等

仮設住宅は災害時協定に基づいて、プレハブ建築協会の会員企業が建設工事を実施するのが一般的ですが、さらに建設の担い手を広げるため、仮設住宅建設事業者の公募を4～5月に行いました。これは岩手県のほか、宮城県、福島県も同時期に実施しましたが、各県において県産材を使用した仮設住宅、屋根裏に収納を確保した仮設住宅など事業者からの様々な提案が実現しました。また、遠野市や住田町では、市町が実施主体となって地元建設事業者による独自の木造仮設住宅が建設されました。これらの取組が先例となり、地域の実情に応じた多様な仮設住宅建設の可能性が広がりました。

④他県より高い建設仮設の比率

仮設住宅の供与の方法としては、仮設住宅を建設するほかに、既存の住宅を仮設住宅とみなして供与する方法（みなし仮設）があります。特に民間の賃貸住宅の活用によるみなし仮設は、東日本大震災において一気に活用が広がりましたが、岩手県では、建設仮設が供与数の大半を占める結果となりました（建設仮設 13,984 戸、民間賃貸 3,722 戸）。宮城県（同 22,095 戸、26,050 戸）、福島県（同 16,464 戸、25,002 戸）と比べても建設仮設の比率は相当高くなっています。宮城県は沿岸に仙台という大都市があり、また福島は内陸への避難を余儀なくされ福島・郡山といった都市への居住が進んだものとみられますが、岩手県は沿岸に大都市がなく、内陸への

避難も距離が相当離れていたため、多くの被災者が沿岸に建設された仮設住宅入居を選択することとなりました。

東日本大震災における被災地での住宅確保の対応は、国土交通省や内閣府の手引きや事例集といった資料のなかで整理され、その後の災害における各地での取組においても様々に活かされています。建設事業者の確保のために地方公共団体と建設事業者団体等との協定が各地で結ばれ、実際にも、地域の事業者による木造仮設住宅の建設が各地で行われるようになりました。

必要戸数の算定方法や、建設候補地の事前調査、災害発生時の供給体制の確立、入居から維持管理に至るまで、今では詳細に手引きにまとめられています。

手引きのなかったかつてに比べれば、災害対応のための情報は随分整理されたという印象です。ただ、それでも実際に起こる災害のことを思えば万全になったということではないですし、いずれ高い確率で起こると予想されている南海トラフ地震等のことを考えると、大規模な災害に対する備えをさらに強化していかなければならないでしょう。

この度、岩手県で震災対応の記録誌を取りまとめるとのことで、当時のことを少し振り返りつつ筆をとらせていただきました。記録誌が必要とされる多くの方のもとに届くとともに、今後の災害への備えが進むことを祈念いたします。

住宅復興の初期における状況等について

(H24～25 総括課長)

澤村 正廣



災害公営住宅予定戸数の完成及び仮設住宅の撤去完了など住宅復興事業の成果は、これまで携わって来られた方々や関係各位のご尽力によるものと、心から敬意を表します。

なお、この先は話の流れから、直接担当した以外の内容も記載する事をお許し願います。

東日本大震災では多くの社会基盤施設が甚大な被害を被ったため、復興には膨大な予算や時間及びマンパワーなどを要すると思われました。

このような状況で、仮設住宅や災害公営住宅の建設を既存の制度に基づいて実施するのは、現場と制度との擦り合わせなどに多くの時間や労力を割く必要があると容易に想像されました。

しかし、被災者へ早急に住宅を提供するために、とにかく作業を進める事が最優先と大多数の人が考えていたと思います。

当時、知事から『避難所生活は、1週間が限度』という趣旨のお話があったと聞きましたが、不可能と感じて思考停止してしまいました。

実際、仮設住宅の県内最初の入居は発災から約ひと月後で、建設地の選定や資材の流通等の課題もあってその後の大多数の入居については見通しが立たない状況でした。

しかし、時間がたって避難所で辛い経験をした方の情報にもふれられるようになって、避難所生活をもっと短くする事が非常に重要であると考えるようになりました。

小規模な被害では、これまでのやり方を改善

して短縮出来ると思いますが、大規模な被害の場合は、柔軟でスピードを重視する制度や体制を新しく検討する必要があると思います。

復興に携わった経験から、スピードアップの方法としては次のことが思い当たります。

まず、被災後の居住場所は避難所、仮設住宅等種々考えられますが、その選択や順番等は状況に応じて柔軟なものとする。

住宅は借家、転用、改修及び新築等あらゆる方法を活用して提供する。

津波避難タワーや防災倉庫をスケルトンインフィルの形式で整備し、住宅の場所を確保する。

そして、発災後に仮設住宅や復興住宅をインフィルとして整備するなど、平時から建設用地を確保する。

建設や設備の調達に際しては、コストを考慮しつつ、納期を重視して発注できる制度にする。

平時にできる準備等は十分に行い、不断な見直しや訓練を行う。

その他のアイデアを含め、多くの方々の尽力により、復興までの道筋において被災者の負担が軽くなることを期待しています。

とは言え、個人の努力に頼りすぎる事にも注意が必要だと思います。

熊本地震の際に、ある会社で県庁 OB の熊本支店長さんが、地震の跡片付けに社員の出社を促したところ、その家族から本会社に『被災した社員に出社を命ずるなんてブラックな会社だ。』という趣旨の苦情があったと聞きました。

災害対応にあたる職員には家族等の理解やサポートが必須で、私も災害対応時には自宅の片付けなどを妻にお願いしていましたので、その労苦たるや「仇やおろそかにできるものではない」と再認識して深く感謝です。

岩手県庁での住宅復興への取り組みなど

国土交通省住宅局
(H26～27 総括課長)

勝又 賢人



1. はじめに

私が岩手県庁に住宅課長として着任したのは、H24.4 でした。東日本大震災から約 1 年が経過していましたが、沿岸の被災地にはまだ瓦礫等が残っている状況でした。被災者の住まいについては、応急仮設住宅の整備・改修が一段落し、これから住宅復興に向けた具体的な計画の策定や取り組みを始める状況でした。…と言うと聞こえはいいのですが、色々なことが白紙の状態で、どこからどう手を付けていけば良いのかわからない状況だったというのが正直なところだったのかもしれません。

H24 と H25 の話については澤村さんにお任せをすることで、私は総括課長を務めた H26 と H27 の話をしたいと思います。

2. 応急仮設住宅

(1) 基礎杭の補強

供用から時間が経過した応急仮設住宅の基礎杭を調査すると、予想通りでしたが、腐朽が進んでいるものがありました。そのため、鉄製の床束により補強工事を行うことにしましたが、施工すべき応急仮設住宅が 1 万戸以上もあったため、予算を所管していた内閣府防災担当との協議が非常に難航しました。

(2) 職人への無償提供

応急仮設住宅の入居者が減り、廃止や集約が検討されるようになりました。そこで、建築関係の職人が沿岸部での宿泊場所の確保に困っていたことから、空いた応急仮設住宅を職人に無償提供する仕組みを作りました。

(3) グラウンドの復旧工事

一部の応急仮設住宅は公立学校のグラウンドに建てられていました。その現状復旧をしようとした際に、基礎杭がグラウンドの排水管を損傷させていることがわかり、排水管を含む全面的な改修工事を行わなければなりません。

3. 災害公営住宅の整備

(1) 内陸部での災害公営住宅の整備計画

被災地である沿岸部の人口減少への懸念から、県の方針は長らく「現地での復興」でした。しかし、実際には内陸部の賃貸住宅等に避難し、生活基盤が内陸部に移ってしまった被災者の方々もいたことから、内陸部での災害公営住宅の整備に向け、意向調査や計画策定に着手しました。そのため、被災地の首長さん方に丁寧に説明をして回りましたが、ある自治体の首長さんを私の不用意な一言で怒らせてしまいました。申し訳ありませんでした。

(2) 土壌汚染の処理

災害公営住宅の整備中に土壌汚染が発見されました。その土地はある自治体が所有しており、県が購入する予定だったのですが、土壌汚染の処理費用が土地の売却費用よりも高くなることから、工事に着手しているにも関わらず、事業が白紙に戻りました。最終的には、国費等によ

り処理費用が調達できることになり、事業は再開できました。

（3）県の事務費の支払い拒否

県が整備して自治体に譲渡する災害公営住宅については、一定の事務費を自治体からいただくことにしていました。しかし、事業の途中でその事務費の支払いを不満に思う首長さんが現れたため、その説得に時間を要しました。今にして思えば、当初から事務費は必要ないという整理をしておけば良かったと後悔しています。

（4）中小工務店参加型買取り事業の導入

県では、設計施工一括発注や敷地提案型買取り事業といった事業加速化のための発注方法を導入していましたが、標準仕様書等に縛られない新たな買取り事業を行うことにより、中小工務店の事業参画を可能としました。

（5）福祉連携型災害公営住宅の断念

介護事業所等を併設した災害公営住宅を整備するべく、複数の団地で検討を行いました。事業者側のニーズがないため、最終的に断念しました。介護事業者等は災害公営住宅の完成を待つことなく、早期に事業所の再建等を済ませていたことが大きな理由でした。

4. 災害公営住宅の管理

（1）家賃の誤徴収

ある団地で家賃を多く徴収していることが判明して大騒ぎとなり、入居者への謝罪、マスコミへの謝罪会見、議会での説明等に追われました。

（2）入居者募集の複数団地一括化

完成した団地毎に入居者募集を行うと、応募をせずに様子見をする被災者も中にはいました。そのため、自治体内の県営を含むすべての団地の計画を示し、完成前の団地も含めて一括して募集をするように調整しました。

（3）ペット飼育者の指導等

災害公営住宅はあらかじめペットが飼育できる団地とそうでない団地を分けて整備していましたが、規則を破ってペットを飼育する入居者が現れ、問題となりました。最終的には、ペットを手放すか退去するかの選択に応じてもらいました。

5. 持ち家の再建

（1）マッチングサポート

沿岸部での工務店・職人・資材・用地の不足に対応するため、それらを求める被災者・工務店と提供可能な事業者等とを結びつける「マッチングサポート」を、各種業界と連携して立ち上げました。

（2）仮設団地での住宅再建相談会

定期的に沿岸部各地で住宅再建相談会を行っていましたが、これを仮設団地の談話室でも行うようにしました。

6. 盛岡での生活と思い出

私は、地方公共団体での勤務は初めてのことでしたが、岩手県庁の方々や全国各地から来ていた応援職員の方々と公私ともに仲良くしてもらい、仕事で助けていただいたのはもちろんのこと、様々な地元の行事、イベント、旅行等に

参加することもできました。盛岡での4年間の思い出は、今でも大切な宝物です。皆さんには心から感謝申し上げます。

7. おわりに

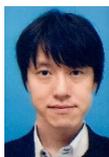
私が岩手県庁を去る際には、災害公営住宅が6割完成するなど、住宅復興は未だ道半ばでしたが、それから6年が経過した今、被災地等は住宅復興から新たな展開のステージに移っていることと思います。今後も、皆さんの生活の平穏や岩手県の更なる発展を心より願っております。

岩手県の更なる復興をお祈りして

内閣官房国土強靱化推進室

(H28～29 総括課長)

廣瀬 公亮



東日本大震災津波により犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被害を受けた皆様に心からお見舞い申し上げます。

私が岩手県の建築住宅課に着任した際には、既に災害公営住宅整備への道筋をつけていただいていたので、皆様の努力に感謝しながら、その成果を円滑に受け継ぐため、業務に従事しておりました。

しかしながら、様々な現場の課題への対応、管理戸数の増加等による業務負担の増加により、課員の皆様には大変な御苦勞をおかけしたところがあったかと存じます。

また、災害公営住宅の入居時期の延期により、お待たせしている被災者の皆様には、不自由をおかけする期間が長くなり、心苦しい思いをしておりました。

そのような厳しい状況の中でも、被災者の皆様、課員の皆様に御理解をいただきながら、何とか次にバトンを渡すことができ、安堵したことを思い出します。

現在、私は内閣官房に戻って、防災関係のとりまとめの仕事に従事しております。大災害が発生した直後には防災の機運が高まり、その後は徐々に意識が低くなっていくということが過去の常識でしたが、現在も防災への意識は高いままとなっています。

無論、毎年のように災害が発生していることはありますが、東日本大震災津波による被害が

あまりに大きかったこと、その後の復興に被災地の皆様が尽力される姿を発信されたことが、我が国の防災意識を高め、岩手県と全国の方々の絆を深めることにつながっていると存じます。

今回、記録誌を発行されることも、発信の取組の一環として、岩手県の復興に貢献いただくものと考えており、関係者の皆様のご努力に敬意を表します。

さて、災害公営住宅は予定戸数が全て完成し、今後は災害公営住宅ストックの活用が課題となるかと存じます。

新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、現在難しい部分もあるかと存じますが、移住定住促進や、福祉行政との連携等、災害公営住宅ストックの活用、さらにはまちづくりへの貢献のために、様々な部局や関係者との協働が必要になってくるかと思えます。

その際には「岩手県の強み」を意識していただけたら、と願っております。岩手県には、雄大な自然と、おいしい食べ物があり、何より優しい温かい方々がいらっしゃいます。皆様に尽力していただいた新しい住宅も「強み」になりえます。ただし、残念ながら、岩手県に来る前の私自身を含めた他県の方々には、それが伝わっていません。また、お話をしていると岩手県の方々も、それを強くは認識されていません。私や、先輩方、応援職員の方々は強く認識していると存じます。

岩手県庁で日々の対応に追われ、ただでさえ多い仕事をこれ以上増やすわけにもいかず、私自身は何もできませんでしたが、今後、「岩手県の強み」を活かして、様々な分野の方々と協働しながら、更なる復興を遂げていただくことを、心より祈念しております。

県民に寄り添う建築住宅行政を

日本E R I 株式会社盛岡支店

(H30～R1 総括課長)

伊藤 勇喜



震災から11年余が過ぎました。2020年12月には岩手県が内陸避難者のために取組んできた最後の内陸災害公営住宅（県営南青山アパート）の工事が終わり、県が整備を予定していた災害公営住宅の全てが完成し、翌年2月には、仮設住宅から恒久住宅への入居が開始されました。そして、2022年度には、県が整備した全ての応急仮設住宅の撤去が完了する見通しと聞いております。

改めて、東日本大震災津波における住宅復興事業が完了したことに対してお慶び申し上げるとともに、発災以来、被災者の一日も早い「暮らしの再建」に向け、住まいの確保に取り組まれてこられた皆様に対して敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

今回、こうした節目にあたり記念誌を発行するとのことで、住宅復興事業における思い出などを寄せていただきたいとの寄稿依頼を受けましたが、思い出を振り返る前に、この未曾有の大災害からの住宅復興に対して、ご支援をいただきました民間関係団体の皆様、応援職員を派遣いただいた各自治体の皆様、派遣職員として直接復興事業に携わっていただいた職員の皆様、私たちの取組を支えてくださった復興庁や国土交通省住宅局の皆様をはじめとする国の機関の皆様、役割分担のもと住宅整備に取り組んでいただいた市町村の皆様、そして県関係部局の皆様、直接、間接的に震災復興に従事された職員

の皆様にお礼を申し上げます。被災された方々の心のケアやコミュニティ形成支援は、まだまだ必要な状況にはありますが、一つの節目を迎えることができましたことは、皆様のおかげであり、改めて感謝を申し上げます。

東日本大震災津波は、私たちがこれまで経験したことがない災害でした。多くの命、財産、これまでの生活を一瞬にして奪うとともに、災害はいつどこでも起こりうることとして、平時からの対策の必要性を再認識させてくれました。そして、国内外からの多くの支援をいただいたことで、人と人との絆、支え合うことの大切さを改めて気づかせてくれました。

災害時における対応では、被災者の一日も早い生活再建に向け、常に被災者に寄り添うことの大切さと、直面する課題に対して、ハード、ソフト両面に亘る業務を同時並行的に行うことを常に求められてきました。職員の皆様は、10年以上もの間、こうした緊張感を常に持ち続けながら、多くの課題に、迅速に、最善の手段を模索しながら取り組んでいただきました。本当にお疲れ様でした。

今回の大災害に対して、私たちは、被災後の復旧・復興対策として応急仮設住宅及び災害公営住宅の整備を行ってきました。

応急仮設住宅の整備では、315団地、13,851戸を整備し維持管理に努めてきました。災害に備え予め検討されてきた建設予定地のほとんどが被災し、新たな建設地の選定を行ったほか、場所によっては宅地造成工事が必要となったところもありました。また、過去の経験から福祉仮設住宅の整備や談話室、集会所の設置などが求められた他、長期使用により沈下や腐食が進んだ基礎の補強対策、解体時における廃棄物の

処理、建設地が農地やグラウンドだった場所では、現状復旧工事として農地やグラウンド整備工事にも取り組んでいただきました。

維持管理においては、豪雨や強風被害への対応として、被害に巻き込まれた一般家屋等への補償対応や、全国各地で発生した豪雨災害等で被災した被災者の目的外使用による受け入れにも取り組んでいただきました。

また、市町村と併せ216団地、5,833戸、県整備分だけでも、61団地、2,827戸を整備した災害公営住宅では、市町村の復興計画に基づき、円滑、かつ迅速な整備に向け、課題であった用地取得や資材の計画的な調達に資する発注方式の採用、建設市場調査による入札不調対策の実施、資材や労働者不足に対応した進捗管理を行っていただいたほか、建設にあたっては、入居後のコミュニティ形成に向けた地域住民との調整、大胆な計画変更も行っていただきました。

住宅管理では、特別家賃低減事業や家賃低廉化事業などの新たな家賃制度への対応、自治会運営など入居者間のコミュニティ形成や、緊急時における連絡体制整備への協力、被災者の意向の変化などで生じた空室対策、入居者の収入基準の見直しや入居の際に保証人の代わりとなる家賃債務保証機関制度の導入、制度見直しに伴う入居者管理システムの改修など、県だけで31団地、1,760戸増加した管理業務を柔軟に対応いただくとともに、市町村指導も含めて奮闘いただきました。

住宅復興事業においては、これ以外にも多くの取組がありました。大変なことばかりでしたが、今となっては、良き思い出でもあります。

こうした取組においては、多くの課題がありましたが、その都度、被災者にとって何が大事なのか、被災者の将来にわたって何が最善の方策なのか、被災者の声に耳を傾けながら、できることを、時には守備範囲を超えて、関係機関、関係部局の協力を得ながら一つ一つ解決を図ってきていただきました。

こうした震災復興事業に携わった経験は、建築住宅行政に携わる皆様一人一人を大きく成長させてくれました。また、そのことは、確実に組織力のアップにも繋がっていると思っています。

最近、仕事などで被災地だった沿岸を訪れることがよくあります。そこには、災害公営住宅が新たな町並みを形成し溶け込んでいる風景があります。生活音が全く無くなってしまった被災直後の被災地を経験した私にとって、生活音が戻ってきたかつての被災地は、「暮らしの再建」が進み、被災前よりも安全な町並みが形成されインフラが整備されました。目指してきた「ビルド・バック・ベター（より良い復興）」が実現されようとしています。

既に仕事においては、通常モードに戻りつつあると思いますが、建築住宅行政を取り巻く環境は、変化してきています。

県内人口は減少し少子高齢化が進む中、これまでも取り組んできた建物のバリアフリー化、良質な住宅ストックの形成に加え、子育て世代への支援や、定住促進、誰もが安心して暮らせる住まいの確保、2050年カーボンニュートラルに向けた省エネ対策の強化、社会全体のデジタル化への流れなど、建築住宅行政が取り組む課題は多岐にわたっています。

これからも、県民に寄り添い、将来的な展望を持って課題に向き合い、解決を図って行ってください。最後になりますが、今後益々の県政の発展と皆様のご活躍をお祈りいたします。



写真 9 応援職員とのひとコマ

奇妙な追悼文

一般財団法人岩手県建築住宅センター

(H30～R1 営繕課長)

野里 茂生



発災当時の私は、釜石勤務で甲子町の職員公舎に住んでいました。

東日本大震災津波から5か月程経過、8月には全ての応急仮設住宅が完成。

応援職員が増える中で土地勘も有り、移動手段(車)を持つ職員のうち、空きが生じた遠方にある応急仮設住宅に住んでも良い者は移動してもらえないかの話があり、釜石市栗林の集落排水の前の仮設住宅に移り住んだところです。

第1話

9月も過ぎる頃には、釜石から大槌へ向かって左手、今の鵜住居の小中学校を過ぎた辺りに、震災後の第1号の建築物としてコインランドリーが竣工しました。

洗濯機の確保ができていない頃でしたので早速利用し、閉店時間が早いことから慌てて洗濯物の回収に行きました。

コインランドリーではオーナーと思われる人が、割と派手な服を着て、開店直後の店内確認でウロウロしているのが見えました。

その日は、作業員が休憩ベンチの取り付け作業していましたが取付が終わると業者が帰り、他の客も帰り、残るは私一人。

私の洗濯物は、閉店時間をだいぶ過ぎてからやっと乾燥を終え、洗濯物を取り込んでいると、オーナーが近づいてきて洗濯物(男物)を覗き込み、変な奴だなと思いながらも取り込みを終

了。

「閉店作業を遅れさせ失礼しました。」と言おうと振り返ったところ、たった今まで居たはずの人影はなく、コインランドリーの後ろに回って何か作業をしているのかなと思い、裏に回って建物を一周しても人は無く。

駐車場に車も人も無く。遠くを見渡しても他の建物も人影も見あたりませんでした。

第2話

震災から9か月経過の12月22日、職場から栗林までの帰り道、釜石市内から海の方を見ると山を越えて時々明るく見え、海の方をサーチライトで照らしているのかと思いながら車を走らせていました。

両石湾あたりまで来ると、湾の手前から沖の方まで数多くの漁火が見えます。

天気は良いが上空は雪が降っているようで、海面から少し離れたところからクリスマスツリーの形状で漁火を雪が白く反射し、たくさんの白いクリスマスツリー出現となり、幻想的な風景へと変わっていました。

見た瞬間に、これでお別れだなと感じ、お別れの機会を作ってくれてありがとうの感謝の気持ちになりました。

翌日、同じ仮設住宅に住む者にその話をすると、「見てないよ、そもそも漁船が流されたのに漁ができないのでは」とのことで、やはりと思いましたが、知り合いを何人か失った気持ちも、これを機会に整理がつき落ち着いたような気がします。

当時はあまりに仕事が忙しくバタバタしていたので、気に留めていませんでしたが、最近思い出すことがあります。

震災から 10 年目の総括課長

宮城建設株式会社

(R2 総括課長)

辻村 俊彦



振り返れば、東日本大震災発生直後の応急仮設住宅建設に始まり、仮設住宅の基礎補強（延命）、災害公営住宅整備、そしてその後の維持管理（空室問題）に至るまで、被災者の住宅再建を一連で担当出来たことは、とても貴重かつ有意義な経験でした。

そして震災復興 10 年の節目の年であり復旧・復興事業の総仕上げとなるタイミングで、総括課長として最後の 1 年を任せて頂く機会も頂戴しました。このような言い方をすると被災者の方々に失礼にあたるかもしれませんが、私自身は「1 人の建築人として、とても仕事に恵まれた。」と感謝しております。

岩手県の職員は、基本的に前例踏襲で無難（安全）に仕事をこなすこと求められる傾向にありますが、当時は非常時につき「やる気さえあれば、なんでもあり。」という異常な状況でした。

応急仮設住宅の建設では、全国初となる地元工務店等への公募（参考：福島県は建設業界経由での発注）を佐藤英明君と担当することとなり、全国の応急仮設住宅の木造化の先駆けを創るとともに 200 億円を超える事業をプレ協ではなく地元業者に発注できたことは、地域経済にも貢献できたのではないかと考えます。

そして、内陸部への災害公営住宅の整備です。県復興局の被災者アンケート集計結果で、内陸

部へ避難者した者の一定数がこのまま留まることを希望していることを知り、戻る者と戻らない者の間に支援の格差があることに気が付いたのがきっかけになります。

土地代込みで整備費補助が 7/8、加えて家賃補助等も手厚いことを勘案して、内陸部での整備を思い立ったものです。当時、国からお招きしていた勝又総括課長の後押しもあり、知事へのプレゼン、復興庁や沿岸市町村との調整など多くの課題を乗り越えて何とか実現にこぎつけることができました。

一方で、空室対策のための条例改正（入居要件の緩和）は、総括課長時代の 1 年間で終わることができず、後任の小野寺君にお願いすることになったことは、本当に残念でなりません。

最後になりますが、これらの取組み（思い付きの実現）に際しては、関係する皆様の多大なるご協力を頂戴（ご迷惑をお掛け）しました。改めて御礼申し上げます。**ありがとうございました。**

そして、これからの岩手県の建築住宅行政を担う皆さんに助言をひとつ。将来、私と似たような立場になった際には、「**キャシャーンがやらねば誰がやる！**」という姿勢で業務に臨んでみてください。絶対後悔しないと思います。

